

貿易・投資等ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 関税・輸入消費税の包括延納における担保額の固定化 1
2 - 国際クーリエに関する輸入申告制度の見直し 1
3 - 市販を前提とする暗号装置等の輸出等に係る許可不要化 2
4 - 安全保障貿易管理に係る法体系の整理・簡素化 2

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	2月10日	3月18日	関税・輸入消費税の包括延納における担保額の固定化	<p>【先の回答に対する再提案内容】 包括延納における担保額について、過去の実績に基づいた定額とするなど柔軟な制度を設けるべきである。</p> <p>【提案理由】 今後、消費税率の引き上げに伴い輸入品に対する内国消費税の納期限の延長に係る担保額も増加することとなる。輸入業者が輸入した貨物を転売することを前提とすれば、多くの場合は消費税は還付されることとなり、延納のために要した担保の費用は本来不要であったとも考えられる。また、輸入者は担保額が不足しないように余裕をもった金額を設定する等の対応をとっており、その部分については本来不必要な保証料を負担していることになる。企業の資金効率を改善し、わが国産業の競争力を強化する観点からも、柔軟な制度を検討すべきである。</p> <p>なお、財務状況の審査を受けているAEO輸入者については、資格取得のインセンティブの観点からも、担保の不要化なども含めた抜本的な制度の見直しを検討すべきである。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	財務省
2	2月10日	3月18日	国際クーリエに関する輸入申告制度の見直し	<p>【先の回答に対する再提案内容】 国際クーリエの輸入申告に関して、海外の輸出者の運送依頼書をもって国際クーリエ業者を税関事務管理人として届け出たこととともに、税関事務管理人が代理として申告する、もしくは国際クーリエ業者自らが申告者として申告することを可能とするべきである。</p> <p>【提案理由】 クーリエ貨物は、国際クーリエ業者が荷受人の了解を得ずに荷受人の名で輸入申告していることがある。そのため、荷受人は自ら申告していないにも関わらず、不正確な品名や価格に基づく申告がなされるリスクが生じている。クーリエの迅速性、利便性を確保しつつ、こうしたリスクを排除する観点から、クーリエに関する輸入申告制度を見直すべきである。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	財務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
3	2月10日	3月18日	市販を前とする装の等輸出に係る許可の簡素化	<p>【先の回答に対する再提案内容】 「公知の事実」ではないものの、販売計画書、販売契約書等の販売予定が確認できる書類によって、市販を「前提」としていることが確認できる場合は、市販暗号装置・プログラムと同様、規制から除外すべきである。</p> <p>【提案理由】 2012年8月の政省令改正によって規制から除外された市販暗号装置については、①購入に際して何らの制限を受けず、店頭等において販売店の在庫から販売されるもの、②当該貨物の有する暗号機能を当該貨物を使用する者によって変更できないもの、③当該貨物の有する暗号機能の使用に際して当該貨物の供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの、に該当するかどうかを「貨物の製造者、販売者又は輸出者によって書面により確認できるものに限る」としている。これと同様に、市販前暗号装置等についても、市販を「前提」としていることを上記書類によって確認可能と考えられるため。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	経済産業省
4	2月10日	3月18日	安全保障貿易に係る法体系の簡素化	<p>【先の回答に対する再提案内容】 現行の法体系の下で、未だ十分とは言えないものの、規制の合理化・簡素化がある程度進んだ今こそ、いわゆるエンドユース規制中心の管理制度への移行など安全保障貿易管理制度の再構築に着手すべきである。法体系の整理・簡素化は、その再構築の基礎を成す作業であり、左記要望を再提案する。</p> <p>【提案理由】 現行法体系のままでも「実務上の支障はない」「米国の法体系等と比較しても、比較的わかりやすいものとなっている」とのことであるが、日々管理業務に追われる企業から、＜要望理由＞に記載のとおりの問題が指摘されている以上、継続して提案する必要があると認められるため。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	経済産業省